

監査報告書

平成 27 年 5 月 22 日


学校法人聖泉学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人聖泉学園

監事 高橋 進 

監事 安田 務雄 

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、学校法人聖泉学園の平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った結果について報告いたします。

1. 監査方法

- (1) 業務監査については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、友朋監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

2. 監査結果

学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。なお、以下の 2 点について業務改善の余地があるので検討されたい。また、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

- (1) 本学の教育サービスの質と内容が、顧客である学生及び保護者の期待や要望を満たしているか、他の大学と比べ魅力であるか、社会に役立っているか、を検証するガバナンス体制を整備されたい。
- (2) 本学の教育サービスにおける評価結果を学生及び保護者を含めた関係者に広く、わかりやすく開示し、それに対する意見を積極的に入手し活用する仕組みを構築されたい。また、結果と見直した取り組みを積極的に情報発信されたい。